

協会けんぽ 岡山支部

任意継続健康保険料額一覧表

令和8年度(令和8年4月分から令和9年3月分)

任意継続健康保険の保険料は、退職時の標準報酬月額(上限32万円)に保険料率を乗じて決定されます。

標準報酬		報酬月額		健康保険料・子ども子育て支援金・介護保険料	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合	介護保険第2号被保険者に該当する場合
等級	月額			10.28%	11.90%
1	58,000	円以上	円未満	5,962円	6,902円
2	68,000	63,000	73,000	6,990円	8,092円
3	78,000	73,000	83,000	8,018円	9,282円
4	88,000	83,000	93,000	9,046円	10,472円
5	98,000	93,000	101,000	10,074円	11,662円
6	104,000	101,000	107,000	10,691円	12,376円
7	110,000	107,000	114,000	11,308円	13,090円
8	118,000	114,000	122,000	12,130円	14,042円
9	126,000	122,000	130,000	12,952円	14,994円
10	134,000	130,000	138,000	13,775円	15,946円
11	142,000	138,000	146,000	14,597円	16,898円
12	150,000	146,000	155,000	15,420円	17,850円
13	160,000	155,000	165,000	16,448円	19,040円
14	170,000	165,000	175,000	17,476円	20,230円
15	180,000	175,000	185,000	18,504円	21,420円
16	190,000	185,000	195,000	19,532円	22,610円
17	200,000	195,000	210,000	20,560円	23,800円
18	220,000	210,000	230,000	22,616円	26,180円
19	240,000	230,000	250,000	24,672円	28,560円
20	260,000	250,000	270,000	26,728円	30,940円
21	280,000	270,000	290,000	28,784円	33,320円
22	300,000	290,000	310,000	30,840円	35,700円
23	320,000	310,000	~	32,896円	38,080円

【表の見方】ご自分の「標準報酬月額」と年齢に応じた保険料率の交わったところの金額を見ます。

※退職時の標準報酬月額は、勤務先でご確認ください。

保険料の納付方法

つぎのいずれか1つをお選びいただきます。

- 口座振替による毎月納付(毎月1日振替)
- 納付書による毎月納付(毎月10日まで)

※前納制度(一括納付による割引)もあります。



任意継続保険料のよくある質問

Q.1 国民健康保険と任意継続(協会けんぽ)の保険料はどちらが安いですか？

A.1 保険料の算出方法が異なりますので、双方の保険料等を比較して、ご検討ください。

- 国民健康保険の保険料は、お住まいの市区町村役場の国民健康保険の担当課にお問い合わせください。
- 任意継続保険は、裏面の「保険料額一覧表(岡山支部)」をご参照ください。
※保険料は都道府県支部ごとに異なります。お住まいの都道府県支部にご確認ください。

Q.2 最初の保険料は、いつ納付しますか？

A.2 第1回目の保険料の納付は、資格情報のお知らせがお手元に届いてからです。
資格情報のお知らせと保険料納付書が同封で郵送されます。

お受取後は、納付期限までに、納付書の裏面に記載のある納付場所でお手続きください。

Q.3 長期間自宅を不在にするので、納付書では保険料を期限までに納付することができません。期限後に納付してもいいですか？

A.3 保険料は、必ず納付期限までに納付してください。

保険料を納付期限までに納付できなかった場合は、資格を喪失します。

口座振替で保険料を納付することもできますが、口座振替をするためには、事前に「口座振替依頼書」でのお手続きが必要です。(口座振替が開始になるまでは2~3か月の期間を要します。それまでは、納付書にて保険料を納めてください。)

納付方法を変更したい場合は、お早めに当支部へご相談またはお手続きください。

Q.4 来月から再就職の予定です。今月分と来月分の保険料が合算された保険料納付書が届きました。保険料を払い過ぎたら返してもらえますか？

A.4 再就職された場合は、再就職後に「任意継続被保険者資格喪失申出書」を提出してください。
当支部で資格喪失処理が完了しますと、払い過ぎた保険料は後日還付します。

(お手元に届く還付請求書に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。)

なお、資格喪失の処理が完了するまでは、納付書が送付されます。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 岡山支部
協会けんぽ

〒700-8506

岡山市北区本町6-36第一セントラルビル1号館8階

TEL.086-803-5780